

## 白鷹スカイパーク指定管理者募集要項

白鷹町は、白鷹スカイパーク（以下「施設」という）について、施設の設置目的を効果的に解決するため、地方自治法第244条の2第3項及び、白鷹町公の施設の指定管理の指定手続等に関する条例（平成16年2月条例第2号）に基づき、指定管理者を募集します。

### 1. 対象施設の概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 名 称   | 白鷹スカイパーク   |
| (2) 所在地   | 白鷹町大字中山2553番地6<br>白鷹町大字中山2538番地3                                       |
| (3) 施設の概要 | 白鷹テイクオフエリア A=13,097m <sup>2</sup><br>白鷹ランディングエリア A=9,968m <sup>2</sup> |

### 2. 指定管理者が行う業務

- (1) 施設を、常に良好な状態において管理し、設置目的に応じ効率的に運営する。
- (2) 施設の利用料は、指定管理者が徴収し収入として收受する。

### 3. 指定管理者の指定（予定）期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 4. 応募資格

指定管理者の指定を受けようとする者は、山形県内に事業所若しくは事務所を有する団体であって次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2 第11項の規定により指定取り消しを受けたことのある者
- (5) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第92条の2、第142条（同項を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者

- (6) 国税及び地方税を滞納している者
- (7) 白鷹町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第3条第1項第7号（暴力団員等）に該当する法人等
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続きを行っている法人等

5. 指定管理者の指定の申請は、次の各号に掲げる書類を提出することにより行う。

- (1) 申請書（別記様式第1号）
- (2) 申請資格を有することを証明する書面
  - ア 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
  - イ 非法人にあっては、団体の代表者の身分証明書
  - ウ 定款、寄付行為、規約その他これらに相当する書類
  - エ 申請資格に関する申立書（別記様式2号）
  - オ 国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの。）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（別記様式2号）
- (3) 条例3条第1号に規定する事業計画書
- (4) 条例3条第2号に規定する収支計画書
- (5) 条例3条第3号に規定する経営状況説明書類
  - ア 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
  - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ。）
  - ウ 現事業年度の収支報告書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。）
  - エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
  - オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類
- (6) パラグライダー飛行に関する資格者名簿及び資格証の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

6. 申請受付期間

令和7年12月25日から令和8年1月26日まで（土、日、祝祭日、年末年始閉庁期間を除く）。

午前9時から午後5時まで

## 7. 申請書の配布及び提出先

白鷹町教育委員会 生涯スポーツ係  
白鷹町大字荒砥甲 833番地  
電話 0238-85-6147

白鷹町のホームページ (<https://www.town.shirataka.lg.jp>) からダウンロードすることもできます。

## 8. 質疑及び回答

### (1) 質疑及び回答

質疑の要旨を簡潔にまとめ、文書で持参するかFAXで送信してください。

### (2) 受付期間

令和7年12月25日から令和8年1月20日まで（土、日、祝祭日、年末年始閉庁期間を除く）。

午前9時から午後5時まで

### (3) 受付場所

白鷹町教育委員会 生涯スポーツ係

### (4) 回答

回答は、質疑の日から5日以内にFAXまたは電子メールで回答します。

なお、本町において質疑内容が提案になると判断されるものについては、当該団体のみに回答し、それ以外については応募した全団体に回答します。

## 9. 選定方法及び基準

### (1) 選定方法

白鷹町公の施設の指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で書類審査及び面接審査を実施し選定します。

### (2) 面接審査

書類審査の結果、必要に応じて面接審査を実施します。面接を実施する団体には、日時、場所、出席人数等について後日連絡します。

### (3) 選定基準

選定委員会は、次の基準を基本に、公平かつ適正に審査し選定します。  
ア 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

- イ 公の施設の効用を最大限に發揮すること。
- ウ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- エ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しております、又は確保できる見込みがあること。
- オ その他町長等が別に定める事項

#### 10. 選定結果

応募された団体に、令和8年2月末日までに文書で選定結果を通知します。

#### 11. 申請に要する経費

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

#### 12. その他

- ア 提出した書類はお返しえません。
- イ 提出された書類は、応募にかかる検討以外の目的で使用することはありません。
- ウ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

#### 問い合わせ先

白鷹町教育委員会 生涯スポーツ係

TEL 0238-85-6147

FAX 0238-85-2183

E-mail kyouiku@so.town.shirataka.yamagata.jp